OMailmagazine

月労運研レポート No. 93

2022年3月10日号

<特集> 最低賃金闘争(第2弾)

大阪府の不当労働行為企業に対する入札参加停止の経過と現状・ サポセン大阪 2 P CU 関西ネット: 2022 春の最賃アクション報告・・・・・・ 末利 進 4 P 最賃四国キャラバン実行委員会を結成・・・・・・・・・ 河村 洋二 6 P 最賃引き上げ 東北 6 県の取り組み報告・・・・・・・・ 岩見・星野 8 P 2/25~27 最賃引き上げ ユニオン全国同時アクションの報告・・ CU 全国ネット 10 P

- ■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研) 〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付
- ■発行責任者 · 伊藤 彰信
- ■http://rounken.org/
- ■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会
- ■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail <u>roukenj2014@yahoo.co.jp</u>

大阪府の不当労働行為企業に対する 入札参加停止の経過と現状

NP0 労働と人権サポートセンター・大阪

なかまユニオンは、大阪府労働委員会に対して、通信機器等を販売するワツコ株式会社を相手取って、試用期間解雇事件の団体交渉に応じるよう救済申し立てをしていました。大阪府労働委員会は、1月7日、ワツコ株式会社が団体交渉に応じなかったことは労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認め、ワツコ株式会社に対して、団体交渉に誠実に応じること、なかまユニオンに不当労働行為を繰り返さない誓約書を交付することを命令しました。

大阪府は2月10日、ワツコ株式会社を1か月間の「入札停止」としました。このような大阪府の入札停止措置は、1973年に黒田革新府政でつくられた制度です。

NPO 法人労働と人権サポートセンター·大阪の機関誌(ウェブ版)に入札停止措置に関する経過と現状に関する記事が掲載されましたので、転載します。(編集部)

不当労働行為企業に対する知事回答

日本国憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利 は、これを保障する」と基本的人権としての労働基本権を明記しています。そして労働組合 法第7条で労働基本権を妨害する行為を不当労働行為として禁止し、これが侵害された場合 には、行政機関である労働委員会による救済が企図されています。

一方、憲法第12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」を実践する取り組みとして、1970年代の大阪の労働運動のローカルセンターであった大阪総評と民間産別労働組合は、公共事業で地方公共団体と契約のある不当労働行為企業を法令違反企業として排除することを大阪府や大阪市に求める運動を展開しました。

この労働運動の獲得物である地方公共団体の首長の回答は大阪労働者弁護団が1993年 および2007年に発行した「労働委員会活用目的の書籍」の資料として引き継がれていま す。(添付資料①「活用しよう労働委員会」224~225頁)

このような運動の成果として、1973年(昭和48年)4月の大阪府知事による「労働関係法令に違反する企業は一定期間指名競争入札から排除する」との回答が勝ちとられました。この「回答」を根拠として、大阪の労働運動は争議において、労働委員会の命令が出れば、その都度、大阪府に指名競争入札からの排除申し入れを続けてきました。その後の取組みと現状について、自治労大阪府職員関係労働組合、全国一般大阪地方労組からの聞き取り調査と大阪府情報公開請求で入手した資料をもとにレポートします。

民間委託労働者と公務労働者との共闘

1990年代のバブル崩壊により国や地方公共団体は財政悪化の状況となり新自由主義の「小さな政府」に示されるような「民間でやれることは民間で」という行革の流れの中で、これまでの公共事業が民営化、委託化されていくこととなりました。業務が委託された清掃や警備・ビルメンテナンス現場では最低賃金違反や不当労働行為、労災隠しなど、労働法令違反が続出し、そこから全港湾や全国一般の労働組合の闘いが組織されました。

2004年7月21日全港湾関西地方建設支部、全国一般大阪、自治労大阪府職は「公共入札を考える7.21集会」を大阪市内で開催しました。集会では「民間労働者、公務労働者の誰が業務に関わっても一定のコストが生じ、同労働同一賃金が保障されるべきとの道理を真理として確認するとともに、民間委託することで安くできるとする、価格で受注が決定する競争入札の見直しと総合評価入札の導入を求める」決議を採択しました。そして労働関係法令に違反する企業は一定期間指名競争入札から排除する具体的な対応方策を検討する場を設置することを11月26日大阪府知事に要請しました。

2005年大阪府は契約局を発足させ、2008年までに本庁の各部局ごとの調達発注から全てを契約局の発注するものとして、また指名競争入札を談合の根絶のため廃止し一般競争入札に切り替え、事務の効率化とともに不正行為の防止することを目的として電子入札方式を導入しました。

そして2010年4月に大阪府は各種法令違反事業者を契約の相手方として不適当とする「入札参加停止要綱」を施行しました。第3条別表措置要件12(1)は、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合、1か月から3か月の入札参加停止措置を行うと規定しました。

不当労働行為で初の入札参加停止-2012年

不当労働行為についての労働委員会の命令を理由とする入札参加停止措置は2012年 (平成12年)2月1日通知の(株)石原産業の事案が最初であることが情報公開請求で明らかになりました。(添付資料②入札参加停止について(通知))

不当労働行為申立て組合は全日建連帯労組関西地区生コン支部です。当該事業者は措置の撤回を求めて苦情を申し立てました。その理由として「労働委員会の命令は、労使紛争を解決するための公権的な解決案であり、労働組合法違反に対する処罰ではない」としました。

これに対して大阪府は回答書の中で、労働委員会は、労働組合法に基づく命令を行う権能を有しており、「監督官庁」に当たる者が行った「処分」であるとしました。その根拠とし「労働組合法第27条の規定により、使用者が同法第7条の規定に違反した旨の申立てを受けたときには、調査及び審問を行い、認定した事実に基づいて命令を発出する権限を有して」いるとの内閣総理大臣答弁書(平成14年12月6日内閣衆質155第16号)の言説を示し、苦情申立てを棄却しました。(添付資料③苦情申立て棄却回答書)

不当労働行為により労働委員会からの命令書の交付を受けたことを理由に大阪府の入札参加停止措置となった事業者名と労働委員会闘争を展開した労働組合名を記して報告を終えます。

2012年10月、事業者=(株)東洋エージェント、労働組合=管理職ユニオン・関西

2021年 5月、事業者= (株) 大建技術 コンサルタンツ、労働組合=連帯ユニオン・関西ゼネラル支部

2021年 5月、事業者= (株) 共立メン テナンス、 労働組合=名守口市学童保育指導 員労働組合

(S)

本報告の添付資料のリンク先の URL は下記のとおりです。ご参照ください。

(添付資料① 「活用しよう 労働委員会」224~225頁)

 $https://1drv.\,ms/b/s!AjK1_PbvQSa_oQfby4iIv9KHXV4~A?e=kMwLda$

(添付資料② 入札参加停止について (通知))

https://ldrv.ms/b/s!AjK1_PbvQSa_oQgI9x75-H_AqG SW?e=yDPezw

(添付資料③ 苦情申立て棄却回答書)

https://ldrv.ms/b/s!AjK1_PbvQSa_oQmwOPZmKgzW 6Iml?e=6f0Fh1

コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク

2022春の最賃アクション報告

末利 進(NPO労働と人権サポートセンター・大阪)

♪♪最低時給は1.500円♪♪

「残業しないで働いて、食う寝るところに住むところ、冠婚葬祭、医者通い、最低時給は1,500円」、「税金、年金、保険料、給料上がらず物価上がる、健康で文化的にゃほど遠い、憲法違反とちゃいますか?」、「働いたこと無い偉いさんたち、勝手に決めるな! 審議会、都道府県で差がつく意味が無い、全国一律 1,500円」、「コロナで万博どころやない、カジノで生活成り立たへん、中小企業に金回せ、最低時給は1,500円」

これはコミュニティ・ユニオン関西ネットワーク(CU関西ネット)が取り組んだ「202春の最賃アクション」での2月27日大阪市内の難波と梅田のターミナル街頭宣伝活動で管理職ユニオン・関西のメンバーから披露された替え歌の歌詞です。メロディーはこどもの手遊び歌「ごんべさんの赤ちゃん」や某ヨドバシ〇〇〇のCMでもお馴染みのアメリカ民謡の「リパブリック讃歌」です。

コミュニティ・ユニオンが全国同時最賃アクション

滋賀、奈良、京都、大阪の4府県のコミュニティ・ユニオン13団体で構成するCU関西ネットは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークが呼びかける「最低賃金今すぐ全国どこでも時給1000円以上! そして1500円に! 残業もダブルワークもしなくて

生活できる賃金を実現しよう!」を統一スローガンとした全国同時アクションを2月25日と27日に実施しました。

大阪労働局と大阪商工会議所に申し入れ

2月25日、大阪労働局長と大阪地方最低審議会の委員及び大阪商工会議所の会頭に対し

て最賃の大幅引き上げを要請する申 し入れを行いました。大阪労働局で は最低賃金や賃金統計を担当する労 働基準部賃金課の主任地方賃金指導 官が対応しました。

労働局側からはユニオンの組合員の業種や職種はどのようなものか、といった質問もあり、それに対しては、あらゆる業種や職種からの加入があり、総じて低賃金であること、非正規労働者が多いこと、そのため最低賃金の大幅引き上げは急務であることを伝えました。



大企業への規制と中小零細企業への直接支援を

大阪商工会議所では、理事・総務企画部長が対応しました。ユニオンは「中小零細企業が取引のある大企業に対して人件費の上昇を取引価格に転嫁できない弱い立場にあることは承知しているが、そこで働く労働者の生存権の確保のためには、政府と公正取引委員会が独占禁止法や下請法により、大企業による優越的地位の濫用を厳しく取り締まることや中小零細企業への助成などの直接支援が必要と認識している」ことを伝えました。大阪商工会議所からは大企業との取引にあっては適正な価格で行うための「パートナーシップ構築宣言」を推進し、適正利潤を確保しつつ好循環を作る取り組みを進めているとの回答がありました。申し入れ後、商工会議所前で最賃引き上げの街頭情宣を行いました。

ユニオンデモや講座 運動は継続

CU関西ネットは3月19日に大阪のファッション文化の街である「アメリカ村」を通過コースとするユニオン「春闘デモ」を実施して若者に最低賃金引き上げやユニオンをアピールする計画です。

またNPO労働と人権サポートセンター・大阪は雑誌「経済」 2022年1月号でノーベル経済学賞を受賞したデビッド・カード教授(アメリカ)の最低賃金研究の意義を解説した伊藤大一さん(大阪経済大学教員)を講師として4月1日「最賃と雇用・経済」についての講座を開催して運動への理論面での寄与を目指しています。

徳島県 22 春闘講座で最賃学習会を実施

最賃四国キャラバン実行委員会を結成

河村 洋二 (最賃四国キャラバン事務局長)

■徳島県 22 春闘講座 「賃下げ日本」返上を! 最賃を上げないと、一生涯ワーキングプア

日本の賃金は下がりっぱなし

今年の春闘講座の問題意識は、「連合春闘では賃金は上がらない」、「日本の労働者の賃金は24年間下がりっぱなしで"賃下げ日本"(週刊金曜日)と皮肉られ、世界の7不思議といわれている」、「原因は非正規労働者の拡大とあまりにも低い最低賃金制度にあるのではないか?」ということであった。

そこで徳島県 22 春闘講座実行委員会は"賃下げ日本"を返上するため「最低賃金と非正規労働者(会計年度任用職員など)」というテーマで「最低賃金とは何か」も含めて最低賃金闘争の重要性について春闘講座を開催することにしました。講師は、参加者の半分近くを自治労が占めることから会計年度任用職員に詳しい森哲二(自治労兵庫県本部書記次長)先生と河村洋二(最賃四国キャラバン事務局長)にお願いした。参加者は2月21日徳島市会場(38)、22日美馬市会場(30)、24日東みよし町会場(47)の三会場で計115人の参加となった。昨年はコロナ恐怖でガタンと参加者が減ったが今年は少し持ち直しました。

参加者の2割が「最賃制度を知らなかった」

結論から言うと非常に有意義な春闘講座になりました。というのは参加者アンケートの結果、「最賃制度を知らなかった」と「本日の講演で知った」が参加者の 20%弱を占めていたからです。「最低賃金が上がると賃金が上がるんですね。初めて聞いた」とか「最賃制度は知っていたけど、いろいろ問題があることは知らなかった」、「最低賃金は生活保護や年金、とも関係がある。非常に勉強になりました」、「200 円余の最賃格差が生涯つづくと 3000 万円にもなることに驚いた」といった感想でした。

労働組合や地区労動員で参加した若い仲間もいるのでこの数字がどういう意味があるかわかりませんが、最賃の内容の無理解者まで対象を拡大するとかなりの数字に上る気がします。つまり最賃の大幅引き上げをアピールしてもその内容が十分伝わらないという労働者が相当数いるということです。わからないでは関心を持てと言っても無理な話で最賃の学習会をしばらく地道に積み上げないといけないなと思いました。その意味で「最低賃金制度を知らなかった仲間」に講座が役立ったことはまちがいないのでよかったと思いました。

最賃闘争は労働運動を変える

思えば大先輩はいざ知らず、70年代運動の生き残りである私(73才)も最賃闘争や非正

規労働者の本務化闘争も経験がありません。森講師は「労働組合の組織率はいまや 16%。 私たちの最賃闘争は非正規労働者、会計年度任用職員、パートなど 2000 万人労働者 (うち 1200 万人がワーキングプア) の賃上げに直結しています。しっかりたたかえば非正規労働者の信頼を得、労働組合の価値も高まり組織拡大にもなります。最賃闘争をしっかりたたかい非正規春闘を盛り上げることが春闘をかえていくことにもなるのではないでしょうか?そして非正規春闘をたたかう非正規センターのようなものができれば、労働運動を変えられるのではないでしょうか」と最賃闘争、非正規春闘の展望を語ってくれました。

ということは、最賃闘争は非正規労働者のたたかいだ、というだけでなく我々自身のたたかいでもあるということです。最賃闘争を非正規春闘の柱として自覚し、創造的なたたかいをしっかり積み上げ春闘再構築、労働運動再生の糧にしたいものです。

最賃が上がれば賃金が上がる

さて、前置きが長くなりました。講演の内容を少し紹介します。森講師は、労働組合の必要性について「労働者のセイフティネットは労働組合」であり、労働組合の強化は「①役員会の定例化→②職場の問題を役員会で議論→③役員会の議論を組合員に伝える→④要求化し交渉する→⑤結果を組合員に伝える」をまじめに繰り返せば実現できる、と労働組合運動の基本と展望を示し参加者を激励しました。

そして「日本の労働者の賃金の現状」に移り、豊富な資料を使いながら、日本の労働者の賃金は1997年を100として現在87.9%(韓国157%、米123%、独122%、英132%、仏123%)と下がり続けている。その原因は、①非正規労働者の拡大、②企業規模間賃金格差、③男女間賃金格差、④最低賃金、にあるとした。とりわけ諸外国と比べてあまりにも低い最低の最低賃金に張り付けられている非正規労働者(2000万人)の拡大が賃上げの沈め石になっている、と指摘しました。そして最低賃金を大幅に引き上げるたたかいが急務となっていることを強調しました。

2 2 春闘をはじめ全労働者の課題として、①最低賃金(使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わねばならない=最低賃金法)とは何か、②最低賃金の問題点(地方を疲弊させるランク制、最低の最賃額=日本 820~1041 円、米 1600 円、英 1350 円、独 1360 円など)を解説しました。最後に兵庫における会計年度任用職員のたたかい(「1990 年 6 単組200 人→53 単組2500 人に組合員拡大」、「1 年で雇用打切反対裁判闘争」など)を紹介し、春闘はみんなが一致団結して闘うこと、最賃が上がることがすべての労働者をたすけること、正規・非正規の差別をなくす本気の闘いが、労組の価値を高め、組織拡大にもつながる、と結びました。

参加者からは「雇止め裁判では負けたけど、当局の規定を変えさせたという話が印象に残りました」(男 27 才)、「自治労が労働者の駆け込み寺となれば、変わるなと思えました」(女 31 才)、「労働者が社会の主人公という言葉はとてもいい言葉だと思う。本当にたたかわなければならないのはだれかということをみんなで確認して、賃上げ、労働条件の改善につなげていきたい」(男 37 才)、「あかない扉を押せるのは労働組合しかない」(男 32 才)等々の感想メモが多く寄せられ、充実した講座になりました。

■5 月スタート JAL 闘争支援・最賃四国キャラバン

「JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」(共同代表中川孝文、谷英樹) は3月6日、高松市で第7回実行委員会を開き、最賃闘争とJAL闘争支援の拡大強化を図るため今年も四国キャラバンを実施することを確認しました。

四国キャラバンは、5月18日徳島市スタート→18日高松市→19日高知市→20日松山市の順に四国を一周する。各県実行委員会(仮)はキャラバン隊の到着とともに JAL 闘争支援、最賃闘争の意義について①街宣アピール、プラ立ち、チラシ配布、②労働局交渉、③各県内キャラバン、④学習会・交流会(夜)を行います。

また、各県の主体的取り組みとして「最賃の大幅引き上げキャンペーン行動」(4~5月、8~9月)や「非正規労働者(会計年度任用職員など)との交流会の開催」、「JAL闘争支援や最賃のランク制など最賃制度の問題点」について地元の国会議員などに要請行動を行うことなどを申し合わせました。

なおキャラバン費(約25万円)は実行委員団体・賛同団体(昨年41団体)の分担金、賛同金、カンパで賄こととしました。

最低賃金 全国一律 1500 円に向けて

東北6県の取り組み報告

岩見 千丈 (岩手共生ユニオン代表) 星野憲太郎 (宮城合同労組執行委員長)

今年3月に予定されていた「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」をめがけて、Dランク5県とCランク1県という状況の東北において、各県労働局賃金室への申し入れ(青森、秋田、山形、福島)と交渉(岩手、宮城)を1~2月にかけて連続的に行った。また、雇用環境・均等室へのパート有期労働法に関する申し入れと交渉も同時に行った。

<岩 手>

岩手県盛岡市で2月13日に予定していた最低賃金の全国一律1,500円キャンペーンと交流集会は、コロナの流行を勘案して中止した。翌14日に、最低賃金の全国一律1,500円と同一労働同一賃金の広範な適用を求めて岩手労働局との交渉がもたれた。東北全労協、全国一般全国協議会、共生ユニオンいわてが連名で行われた交渉であった。

賃金室の説明では、中央最賃審議会と地方最賃審議会はそれぞれが個別の組織ではあるが、間接的に後者の意見は反映されるであろうとのことであった。中央最賃審議会の目安制度の審議経過については県労働局にはあまり知らされていないとのことであった。全国一律

の最賃を求める立場からすると、きわめて閉鎖的な機構の中で今後数年間の最低賃金の在り 方が決められていくことには強い違和感を持った。

パート有期労働法に関しては雇用環境・均等室が対応した。キステムの契約社員、髙橋さんの例を挙げて、労働局に同一労働同一賃金のことで相談したけれども、「使用者側から複

数回理由の説明があったのなら それ以上できることはない」と 言われた実例を伝え、髙橋さん のような件が裁判になってしま うのは行政機関の敗北であり、 もっと踏み込んで労働者の相談 に応えるよう訴えた。

この後、盛岡駅前で最低賃金 全国一律1,500円の街宣行 動を行った。チラシ受け取りの



反応は良く、共感の声も多く聞かれた。

<宮 城>

2月17日、宮城全労協は、昼休み時間に仙台市内で街頭情宣を行った後、午後から宮城 労働局賃金室及び雇用環境・均等室との交渉に入った。



冒頭、組合側から今年3 月に予定されていた全員協議会の報告が理由も示されず1年延期になったことを指摘し、理由を尋ねたが、延期理由について宮城の賃金室になんら報告されていない様子だった。

組合側が質問した中央最 賃審議会への宮城地方審議

会の意見反映方法についての回答は、「地方審議会答申、付帯決議等について報告している」というだけの粗末なものだった。

その他、最近新潟の菓子工場で起きた、多数の高齢アルバイト労働者が深夜労働中に火災で犠牲となった痛ましい事件に関連して、高齢者の労災防止対策の強化及び高齢者が割増賃金となる深夜労働に頼らなければならない低賃金状況にあることの改善を要請した。

また、シルバー人材センターの報酬が最低賃金に張り付いている実態を説明し、最賃引き上げと全国一律化が急務であることを訴えた。70歳までの雇用努力義務化の一方で高齢者の低賃金是正も大きな課題としてあることを実感した。

2/25~27 最低賃金引き上げ

ユニオン全国同時アクションの報告

コミュニティ・ユニオン全国ネットワークのホームページから

<わたらせユニオン>

わたらせユニオンは2月27日(日)佐野プレミアムアウトレットで最低賃金のチラシ配布とスタンディングを行いました。

また、5月21日(土)には、高崎市の高崎 労使会館で、午後1時30分から「最低賃金全 国一律1500円の実現を求める北関東集会」 を開催します。郡馬、栃木、茨城、埼玉のユニ オンや地区労にも参加を呼び掛ける予定です。



<ユニオン関西ネット>

2月25日、大阪労働局ならびに大阪商工会議所へ、最賃の大幅賃上げを要求する申し入れ行動を行いました。

大阪労働局では賃金課・主任地方賃金指導官の恩田氏が対応。関西ネット木村事務局長の申し入れに関する説明をきちんと聞いてくれたと感じました。恩田氏からは、ユニオンの組合員の業種や職種はどのようなものか、といった質問もあり、それに対しては、あらゆる業種や職種からの加入があり、総じて低賃金であること、非正規労働者が多いこと、よって最低賃金の大幅引き上げは急務であることを伝えました。



大阪商工会議所では、理事・総務企画部長の丸山氏と、総務企画部次長兼企画広報室課長の藤田氏が対応。中小企業での賃上げが困難である背景には大企業に対して立場が弱いことがあるのは承知しているが、そういった商習慣を改善する必要がある、生存権を確保するためにも賃上げがなんとしても必要であると伝えたところ、丸山氏からは、大企業との取引にあっては適正な価格で行うべく「パートナーシップ構築宣言」を推進し、適

正利潤を確保しつつ好循環を作る取り組みを進めているとの回答がありました。

「パートナーシップ構築宣言」については下記サイトをご参照ください。

https://www.biz-partnership.jp/index.html

どちらも概ね誠実に話を聞いてくれたかと感じました。ただ、コロナ禍ということもあり、申し入れの人数を3名と制限され、ちょっとそれで押し問答になったりしましたが、 どちらも4名が入室し、申し入れを行い、意見を述べました。

商工会議所での申し入れのあと、商工会議所前にて最賃引き上げの街頭情宣を行いました。「お札ビラ」の受け取りはよかったと思います。

<札幌パートユニオン>

中央最低賃金審議会・全員協議会、北海道労働局に要請書を2月25日付けで送付しました。

<よこはまシティユニオン>

2月26日(土)に湯河原駅(神奈川県)と、隣の熱海駅(静岡県)周辺の商店街を歩きまわり、バイト募集の張り紙や看板を調べ、賃金額を見比べました。

全国チェーンのファストフード店は、 各県の最賃ドンピシャ額でしたので、そ の差は127円。全国チェーンの居酒屋 は、同額でした。その他、最賃割れの募 集もありました。コロナ禍ゆえ、そもそ も多くの店がまだ閉まっており、やっと 開いたが人を雇うどころでないという感



じも漂っており、募集自体が例年に比べ少なかったです。現在、組合員が各自、自宅周辺の 求人広告を調べています。

後日、ユニオンで集約し、地域による格差などの実態について報告できればと思います。

<スクラムユニオン・ひろしま>

最賃大幅引き上げキャンペーン取り組み報告



2月25日、広島県労協として、広島労働局に要請 書の申し入れを行いました。対応したのは、広島労働 局労働基準部賃金室、狭間英樹室長、同吉川みどり室 長補佐でした。

9項目に沿って要請し、ホームページに最低賃金審議会に関する重要事項はすべて掲載することを確認しました。また、審議会委員の任命について、我々のような非正規労働者や外国人労働者を多く組合員として

対応している労働組合の役員が選ばれるような道を開くべきだと要請しました。

2月27日、広島市の中心街である紙屋町で街宣行動を行いました。日曜日の午後でしたが、まだ蔓延防止措置中のためか人通りが少なく、あまりビラは撒けませんでした。

<愛媛地域合同労働組合(えひめユニオン)>



の実態と今後の取り組みについて確認しました。最賃中央審議会の方針を踏襲する発言もありましたが、共有事項は早急にホームページに掲載すること、権限外事項については関連部門に上申すること等、前向きな発言もあり今後の状況を注視したいと思います。尚、愛媛は小委員会を開催しておらず専門部会で議論するとの事でした。

2月27日「最低賃金引き上げユニオン全国同時アクション」を市駅(高島屋)前で実施しました。今年もコロナ過の中、人通りは多くありませんでしたが100人余りの通行者の方にチラシを配布、最低賃金の地域間格差をなくし全国一律化を目指し時給1000円以上の実現を訴えました。

<名古屋ふれあいユニオン>

2月25日(金)午後6時から一時間、名古屋駅東口で宣伝活動を行いました。参加者は 名古屋ふれあいユニオンの7名に加え、全トヨタ労働組合から1名で行いました。



統一チラシ「いまこそ最低賃金の大幅 アップを」に名古屋ふれあいユニオンの リーフレットを折り込んだものを配布し ながら、参加者全員がスピーカーで発言 しました。

愛知県は、過去最高の利益を上げているトヨタが、労働組合の要求に対し会社が満額回答し数字は社外秘とする労使蜜月の一方で、下請、孫請けで働く労働者や外国人労働者、技能実習生などが最低賃金またはそれに近い賃金で働かされて

います。この大きな格差を縮小し、誰もがフツーの生活を営むことができるように最低賃金 1500円の実現に向けて、今後も取り組んでいきたいと思います。